**●平成30年度から国民健康保険制度（国保）が変わります**

　平成30年４月から、国保の財政運営は県が責任主体となります。被保険者の資格管理は県単位で行われ、県内の市町村間で住所異動した場合、資格の取得や喪失は生じなくなります。

※健康保険証は、異動先の市町村で交　付しますので、届け出が必要です。

**加入脱退などの手続き**

　国保への加入脱退などの手続きは、これまでと変わらず、市町村が窓口となります。また、制度の変更による新たな加入手続きは必要ありません。

**保険税・保険（健）給付事業**

　保険税も、これまでと同様に、市町村が税額を決定し、納税通知書（納付書）を発行します。また、療養費や高額医療費などの手続き、特定健診などの保健事業に変更はありません。

保険給付課国民健康保険担当　23-6051

**●児童虐待を防止し、子どもの未来を守りましょう**

　11月は、厚生労働省の定めた、児童虐待防止推進月間です。

　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、迷わずに子育て支援課や児童相談所などに連絡してください。早期に対応することで幼い命を守ることができます。

**児童虐待防止講演会**

日時　11月27日　13時30分

場所　大崎市図書館（来楽里ホール）

講師　石川結貴 氏（ジャーナリスト）

子育て支援課子ども家庭相談係　23-6048

**●女性に対する暴力を防止しましょう**

　11月12日から25日は、「女性に対する暴力をなくす運動実施週間」です。

　女性に対する暴力は人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

　市では、運動実施期間に合わせ、11月11日に行われる「おおさき環境フェア2017」で啓発活動を行います。

男女共同参画相談室withおおさき　24-3950

**●宝くじ助成で備品を整備しました**

　自治総合センターの平成29年度コミュニティ助成事業を受けた志田中部地区振興協議会では、ワンタッチテント・灯光器大型照明など、地域活動に必要な備品の整備を行いました。

　この事業は、宝くじの受託事業を収入源として助成を行い、地域の健全な発展を図るとともに、自治宝くじの普及広報を目的に実施されています。

まちづくり推進課地域自治・NPO 　担当23-5069

**●証明自動交付機を移設します**

　古川東大崎地区公民館に設置している証明自動交付機の利用は、11月30日までとなります。12月からは、市民課窓口に移設します。

　証明自動交付機の利用には、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードへの設定が必要です。希望する場合は、市民課または各総合支所市民福祉課へ申し出てください。

 市民課窓口係 23-6079

**●高齢者のインフルエンザ予防接種への助成をします**

　季節性インフルエンザ予防接種を指定医療機関で受ける場合、定額の自己負担で受けることができます。

期間　12月31日まで

対象　次のいずれかを満たす人

大崎市に住民登録がある65歳以上の人　60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級相当の内部機能障害の人

接種費用　2,000円（自己負担分）

※対象者で生活保護を受けている人は、自己負担分を免除します。

健康推進課母子保健担当 23-5311　または各総合支所市民福祉課

**●未登録の象牙はありませんか**

　環境省では、国内にある象牙の在庫を把握を進めています。

　所持しているだけでは違法ではありませんが、登録されていない象牙を売る、贈るなどの行為は違法です。未登録の象牙を持っている人は、連絡してください。全形を保持した象牙のみが登録対象で、印鑑やアクセサリーなどの象牙製品は登録不要です。

　なお、所有者死亡による近親者への相続は違法ではありません。ただし、相続後に販売など行う場合は、予め登録が必要です。

象牙在庫把握キャンペーン事務局　03-6659-4660

**●三本木総合支所庁舎の電気工事を行います**

　三本木総合支所庁舎内で電気工事を行います。ふれあいホールなどの貸館、電話での問い合わせ、三本木総合支所への来館はできませんのでご了承ください。

日時　11月4日8時～5日17時

三本木総合支所地域振興課　52-2111

**●住宅ローンの金利引き下げを受けられる制度を開始しました**

　対象事業とあわせて、全期間固定金利住宅ローン「フラット35」を利用する場合「フラット35地域活性化型」の金利引き下げ（当初5年間0.25％引き下げ）を受けられる制度を開始しました。詳しくはお問い合わせください。

対象事業　「住宅新築移住支援事業」または、「住宅購入移住支援事業」

住宅金融支援機構東北支店地域営業　 グループ 022-227-5030

**●働く人に生活資金を融資します**

　市では、市内に居住または勤務する勤労者の皆さんに、生活資金などを融資する制度を設けています。平成29年度から各資金の貸付利率を変更したほか、自動車資金を追加しました。

共通事項

融資対象者　次のを満たす人（育児・介護休業者生活資金はすべてを満たす人）

市内に勤務先を有する人または市内に住所を有する人　東北労働金庫の会員となっている人または会員となる資格を有する人　育児休業・介護休業を取得中の人、育児休業・介護休業を取得しようとする人で、現在の事業所に1年以上勤務し、休業終了後に同一事業所に復職する人　融資申込日に、育児休業・介護休業終了予定日まで1カ月以上の期間がある人

※連帯保証人か東北労働金庫が指定する信用保証機関の保証が必要です。

申込先　東北労働金庫古川支店

生活資金

限度額　100万円

返済期間　７年以内

貸付利率　年2.50％

教育資金

限度額　300万円

返済期間　10年以内（据置5年以内含み）

貸付利率　年1.50％

育児・介護休業者資金

限度額　100万円

返済期間　７年以内

貸付利率　年1.20％

自動車資金

限度額　200万円

返済期間　７年以内

貸付利率　年1.85％

東北労働金庫古川支店 24-1400

**●労働保険の加入手続きを行いましょう**

　11月は労働保険適用促進強化期間です。アルバイトやパートタイムを含む労働者を1人でも雇用している事業主は、労働保険に加入する義務があります。

　労働保険に未加入の場合は、速やかに、最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）に連絡してください。

古川労働基準監督署 22-2112　 古川公共職業安定所 22-2305

**●金融機関からの資金調達をサポートします**

　「宮城県信用保証協会」は、中小企業や小規模事業者、これから事業を始める人が金融機関から事業に必要な資金を借りるとき、その保証人となってサポートする公的機関です。

　また、創業・経営支援などの相談も受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

宮城県信用保証協会大崎支店　22-0722

**●平成30年版みやぎ手帳を販売します**

　月間予定表と日記、最新の統計や宮城県・県内各市町村の情報など、仕事や生活に役立つ資料が満載の一冊です。数に限りがありますので、早めの購入をおすすめします。

販売予定日　11月20日

販売場所　市役所西庁舎1階売店、各総合支所地域振興課

価格　1冊500円

市政情報課統計担当 23-5091